

富谷市監査告示第1号

財政援助団体等監査結果

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年2月6日

富谷市監査委員 眞山 巳千子

富谷市監査委員 浅野 武志

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第1 監査の種類、対象及び区分

公の施設の指定管理者監査

(1) 監査の対象団体

社会福祉法人富谷市社会福祉協議会（事務監査）

（所管課）長寿福祉課

（所管課）地域福祉課

(2) 監査の対象事務

各団体の指定管理に係る出納その他の財務に関する事務の執行を対象とした。

第2 監査の方法

公の施設の指定管理者監査

監査は、前記の対象事務が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係者から説明を聴取し事務監査を実施した。

第3 団体の概要及び監査の結果

公の施設の指定管理者監査

社会福祉法人富谷市社会福祉協議会

(1) 事務所の所在地

富谷市富谷西沢13番地

(2) 監査に係る公の施設

ア 富谷市福祉健康センター

(ア) 所在地 富谷市富谷西沢13番地

(イ) 指定期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

(ウ) 設置年月日 昭和63年4月1日

イ 富谷市地域活動支援センター

(ア) 所在地 富谷市富谷桜田1番地7

(イ) 指定期間 平成27年4月1日から令和2年3月31日まで

(ウ) 設置年月日 平成22年4月1日

(3) 富谷市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成30年度において富谷市福祉健康センター1,988万5,000円、富谷市地域活動支援センター1,790万9,000円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

事務監査 対象期間 平成30年4月から平成31年3月まで

実施期間 令和2年1月15日から令和2年1月16日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。